



令和8年度小中学校体育施設開放(学校開放)について



スポーツ活動などを行う団体に、学校施設を開放しており、年間を通じて定期的に利用することができます。利用を希望する団体は、以下を確認の上、申請してください。

①申請期間

【申請期間一覧】

区分	日付	内容	対象	利用開始日
①	1月7日～1月15日	優先予約	優先団体	4月1日
②	2月2日～2月15日	1次募集	全団体(新規含む)	4月1日
③	3月2日～3月15日	2次募集	②落選団体、新規 (全ての申請が外れ、 <u>使用枠がない団体</u>)	4月上旬～中旬(予定)
④	3月27日～4月5日	3次募集	③落選団体 (1次募集、2次募集で申請が外れた団体)※1枠でも外れていれば申請可	4月中旬(予定)
⑤	5月1日～随時	随時募集	全団体	6月上旬～中旬(予定)

②申請方法

我孫子市公式LINEまたは、指定様式にて申請できます。



市ホームページ

- LINE申請は、2月2日(月)より可能です。
- LINE利用方法については、市ホームページにアクセスの上、「LINE申請マニュアル」をご確認ください。
- LINE申し込みの場合はオンライン決済が可能となります。

③申請可能枠数

学校	区分	施設	利用時間
小学校	平日	体育館	17時～21時
		校庭	使用不可
	休日	体育館	9時～21時
		校庭	9時～17時
中学校	平日・休日	体育館	19時～21時
		武道場	

- 申込は、2時間1枠とし、1日2枠まで(連続に限る)。初回申請時は合計6枠(最大3曜日分)までお申込可能です。※小学校校庭は1日4枠まで。
- 中学校体育館において、「全面利用」選択時は、「2枠」の使用となります。
- 祝日については、上限枠数にカウントしません。上記と合わせて申請可能です。

例



→ 枠数は合計6枠だが、申請が4曜日となっているため、申請不可となります。

④利用対象・使用料

●利用対象

市内在住、在勤、在学の方で構成され、代表者が18歳以上の団体

※申請時には「氏名・年齢・学校名(高校生以下の場合は)、住所(番地不要)、勤務先(市内在住者除く)」を記載した名簿をご提出ください。※任意様式可

●使用料(1時間)

区分	金額
小中学校体育館	100円 ※高校生以下が半数以上の団体は無料
中学校体育館空調(エアコン)	240円
その他	無料

⑤令和7年度からの主な変更点

(1) 利用形態が「3パターン」になります

これまでとは、全週利用を基本に、団体によって隔週や月1回のみなどの利用形態を認めていましたが、令和8年度からは、「全週利用」、「第1・3・5週」、「第2・4週」の3パターンの利用形態とします。

(2) 自動抽選によって利用団体を決定します

利用希望団体が増加していることから、複数団体で申請が重なった場合、原則「自動抽選」によって利用団体を決定します。

※これまで使用できていた場合でも既得権はありません。

※「全週利用」と「第1・3・5週、第2・4週利用」では、後者の当選確率が高くなります。必要以上に申請することはお控えください。

(3) 中学校体育館の全面利用は2枠の利用としてカウントします

我孫子中学校を除き、中学校体育館の全面利用を認めていますが、公平性の観点から全面使用の場合は「2枠」の使用とします。利用希望団体が増えていますので、できる限り半面でご利用ください。
※2時間で1枠となりますので、4時間分(2枠)の使用扱いとなります。

⑥提出書類

団員名簿

団体規則

年間事業計画

年間収支予算書

※随時申請期間からは、学校の「意見書」が必要になります。

⑦注意事項

●湖北小学校体育館(再建中)、布佐南小学校体育館(工事)は使用できません。

●既得権はありません。これまで使用していてもご希望の日時で利用できない場合がありますのでご了承ください。

●希望時間が重複した場合は自動抽選となります。抽選結果へのご意見は承れません。

●学校での使用が最優先となります。直前で利用不可となる場合もありますので予めご了承ください。

●市主催事業、幼稚園・保育園運動会等、市が認める事業の開催日(準備含む)は利用できません。

●優先団体利用日は申請できません。